

家庭における 省エネルギー講座 参加者募集

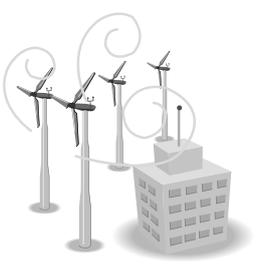
家庭のエネルギー消費改善を目的に、家電製品の省エネな使い方や省エネ家電の上手な選び方などを学ぶ講座を開催します。
とき 11月22日(土) 午後2時～3時30分
ところ 高浜工コハウス

講師 財団法人 日本消費生活
アドバイザー 太田美也子氏
参加費 無料

申込方法 11月14日(金)までの午前9時～午後7時の間に高浜工コハウス(☎52-2299)へ電話で申し込んでください。
※10月15日号に開催日を11月25日でお知らせいたしました。日付に誤りがありましたのでお詫びして訂正いたします。

問合せ先

困市民生活グループ
☎52-1111 (内線263)



猫の適切な飼い方 餌やりの仕方



1 猫の飼い主の方へ

猫は犬と違い、「つないで飼う」ことが今のところ義務ではありません。そのため、自由に外出させている方が見られます。しかし、外に出せば

- ① 他人の家・敷地内に侵入し、荒らす(花壇を掘り返す、糞尿をする、台所に入るなど)。
- ② ゴミ捨て場で、ゴミをあさることにより、環境衛生が悪化する。
- ③ 避妊・去勢手術をしていない場合、年3回も子猫が産まれてしまう(産ませてしまう)。

などにより、地域の大きな環境問題や、子猫の飼い主探しなど大きな問題に直面します。是非、ケージ飼いを避け、室内のみで飼育し、発情によるトラブルや不幸な命を産ませないために避妊・去勢をおこない、家族の一員として、一生大切に飼育してください。

2 飼い主のいない猫に餌やりをしている方へ
餌やりを行うには責任ある行動が重要です。

- ① 餌やりと同時に、のら猫をいっただん保護し、避妊・去勢手術を行い元の場所に帰す。
- ② 帰す際は、その地域の人々に「不妊手術をしてあるので、次世代は生まれません」。

「地域で生きる猫は、5～6年程度しか生きられないので順次少なくなっていくこと」
「糞尿の始末も行い迷惑をかけるよう努力する」など説明し、理解を求めることが重要です。

③ 餌やりの際には、その場所に餌があることが知れ渡ると、猫を捨てていく人が出るので、なるべく人の目に触れないような場所を選択することも重要です。

④ また、排泄物についても「ねこトイレ」を餌場の周囲に用意し、近隣住民の敷地内で排泄しないよう配慮し、トイレは定期的には必ず清掃し、周囲の環境を悪化させないように努めることが重要です。

のら猫の問題の根本は、猫を捨てていく人間であり、これは

重大な犯罪です。捨てられた猫は、必死に生きようとしているだけで、猫が悪いわけではありません。

このように、捨てられた哀れな猫を、自分の飼い猫でもないのに、保護し、お腹を切って手術を行い、餌を与え、糞の始末をしている人も多くおられることも理解していただき、動物を捨てることは絶対しないでください。

問合せ先

・愛知県動物保護管理センター
☎0565-58-2323
・困市民生活グループ
☎52-1111 (内線264)

不法投棄は 重罪です

安易に道路、田畑、空き地などに不法投棄をすると、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により厳しく罰せられます。絶対にしないでください。

市でもパトロールを実施し、不法投棄の情報を集めています。不法投棄の目撃情報がありましたら、市民生活グループへご連絡ください。

連絡・問合せ先

困市民生活グループ
☎52-1111 (内線265)

犬の放し飼いは しないでください

野犬には、絶対に餌をやらないうでください。餌をやると、繁殖して危害を加えることになり、市民の皆さんが大変迷惑します。最近、市内で、野犬が徘徊しており、愛知県動物保護管理センターにおいて、捕獲していますが、非常に対応に苦慮しています。

また、放し飼いの犬が見受けられ、野犬として捕獲されることがありますので、やめてください。

飼い主の方は、飼い犬を必ずつないで飼ってください。

犬は、必ず登録(生後90日以上)を行うとともに、狂犬病予防注射を年1回受けてください。

なお、飼えなくなった犬・ねこの引取りは、第1・第3木曜日に行いますので、当日の午前10時30分までに市民生活グループに申し出てください。

安全なまちづくりのために、ご協力ください。

問合せ先

困市民生活グループ
☎52-1111 (内線264)